

令和8年度調剤報酬改定 クイズ

※解答は16ページ→

今回のクイズは、今月から施行された令和8年度の調剤報酬改定から出題します。

2026年5月号では調剤報酬改定を特集しました。いよいよ調剤報酬改定が施行され、新たな要件や点数で薬局の運営が動き出しています。

今回の改定の基本的な変更点について正しく理解できているかチェックしてみましょう！

「令和8年度診療報酬改定の概要【調剤】」
はコチラ



Q1 令和8年度調剤報酬改定における評価体系の見直しに関する記述として正しいものをすべて選べ。

- A 後発医薬品調剤体制加算と地域支援体制加算は統合され、「地域支援・医薬品供給対応体制加算」として再編された。
- B 調剤ベースアップ評価料および調剤物価対応料は、物価高騰対策を目的として新設された評価であり、賃上げ対応は含まれない。
- C かかりつけ薬剤師指導料およびかかりつけ薬剤師包括管理料は廃止され、患者フォローアップや残薬対応など実務ベースの評価体系へ見直された。
- D 在宅患者オンライン薬剤管理指導料は、「在宅患者訪問薬剤管理指導料」へ統合された。
- E バイオ後続品の使用促進を目的として、「バイオ後続品調剤体制加算」が新設された。

Q2 令和8年度調剤報酬改定における調剤基本料の見直しに関する記述として正しいものをすべて選べ。

- A 医療モール内に複数の医療機関が存在する場合、処方箋集中率の計算では各医療機関を個別に扱う。
- B 都市部において新規開設された薬局で、処方箋受付回数が600回超1,800回以下かつ処方箋集中率85%超の場合、調剤基本料2の対象となる。
- C 門前薬局等立地依存減算は、既存薬局も含めて令和8年6月以降一律に適用される。
- D 同一グループの保険薬局数が300以上であることは、調剤基本料3ロ・ハの施設基準から削除された。
- E 面分業推進の観点から、処方箋集中率85%以下である調剤基本料1および調剤基本料3ハの点数は引き下げられた。

Q3 令和8年度調剤報酬改定における薬局体制評価の見直しに関する記述として正しいものをすべて選べ。

- A 後発医薬品調剤体制加算と地域支援体制加算は統合され、「地域支援・医薬品供給対応体制加算」が新設された。
- B 医療DX推進体制整備加算は廃止され、「電子的調剤情報連携体制整備加算」へ一本化された。
- C バイオ後続品の使用促進を目的として、「バイオ後続品調剤体制加算」が新設された。
- D 「電子的調剤情報連携体制整備加算」では、電子処方箋システムによる重複投薬等チェック体制の評価が盛り込まれた。
- E 「在宅薬学総合体制加算」は、個人宅・施設を問わず一律に倍増された。

Q4 令和8年度調剤報酬改定におけるかかりつけ薬剤師関連評価の見直しに関する記述として正しいものをすべて選べ。

- A かかりつけ薬剤師指導料およびかかりつけ薬剤師包括管理料は廃止された。
- B かかりつけ薬剤師に関する評価は廃止されたが、代替となる評価体系は新設されていない。
- C 電話等による患者フォローアップや残薬調整に係る患家訪問など、実際の対人業務に対する評価が新設された。
- D かかりつけ薬剤師としての実績要件は撤廃され、薬局単位での包括評価へ一本化された。
- E かかりつけ薬剤師に関連する施設基準についても見直しが行われた。

Q5 令和8年度調剤報酬改定における在宅・対人業務の見直しに関する記述として不適切なものはどれか。

- A 医師と薬剤師が患家へ同時訪問した場合の評価が新設された。
- B 在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定間隔は、「中6日以上」から「週1回」へ見直された。
- C 残薬対策強化の一環として、処方箋上で残薬量を勘案した減数調剤指示を行えるよう様式が見直された。
- D 複数名で在宅訪問を行った場合の評価が新設された。
- E 在宅患者オンライン薬剤管理指導料は、対面による服薬管理指導との機能差を明確化する観点から独立評価として維持された。



解答



Q1

正解 A C E

解説 B、Dは誤り。調剤ベースアップ評価料は、保険薬局に勤務する職員の賃金改善を目的として新設された評価であり、賃上げ対応を含む。一方、調剤物価対応料は物価上昇への対応を目的として新設された。また、在宅患者オンライン薬剤管理指導料は、服薬管理指導料との一本化が示されている。今回の改定では、従来の体制評価や包括評価から、実際の対人業務や地域医薬品供給機能を重視する方向性がより明確となっている。

資料該当箇所 P3「令和8年度調剤報酬改定の主なポイント」
P5「調剤報酬の体系（令和8年改定後）」
P9「賃上げに向けた評価の見直しと物件費の高騰を踏まえた対応」

Q2

正解 B D

解説 令和8年度改定では、薬局ビジョンを踏まえ、門前依存から地域対応型薬局への転換を促す観点から調剤基本料の見直しが行われた。A、C、Eは誤り。医療モール内（医療ビル内を含む）の複数医療機関は、処方箋集中率計算上「1つの医療機関」とみなして合算する。門前薬局等立地依存減算は、令和8年6月1日以降に新規開設する薬局が対象であり、既存薬局には当面適用しない経過措置が設けられている。面分業推進の観点から、処方箋集中率85%以下の調剤基本料1および3/8（同一グループで処方箋受付回数が月40万回超かつ処方箋集中率85%以下）は引き上げられている。今回の改定では、単なる受付枚数だけでなく、立地依存性や医療モールへの集中といった薬局構造そのものへの評価見直しが行われている点が重要である。

資料該当箇所 P13「調剤基本料の見直し」

Q3

正解 A B C D

解説 令和8年度改定では、薬局の地域医薬品供給機能やDX対応を重視する観点から、薬局体制評価の再編が行われた。Eは誤り。在宅薬学総合体制加算は一律に倍増されたわけではなく、個人宅対応の「在宅薬学総合体制加算2イ」は50点から100点へ引き上げられた一方、施設対応の「2ロ」は50点のまま維持されている。今回の改定では、後発医薬品使用率や単純な体制整備だけでなく、地域での医薬品供給機能、電子的情報連携、在宅対応体制などを含めた“薬局機能全体”を評価する方向性がより明確となっている。

資料該当箇所 P11「薬局の体制に係る評価の見直し」

Q4

正解 A C E

解説 令和8年度改定では、従来の包括的な「かかりつけ薬剤師評価」から、実際に行われた対人業務を重視する評価体系への転換が行われた。B、Dは誤り。かかりつけ薬剤師関連評価そのものがなくなったわけではなく、電話等によるフォローアップや残薬調整に係る患者訪問など、実務ベースの評価が新設された。また、包括評価への一本化ではなく、「実績重視の評価」への転換が行われている。今回の改定では、「かかりつけ」の名称を評価するのではなく、実際に患者へ提供された継続的フォローや在宅対応などの実務を評価する方向性がより明確となっている。

資料該当箇所 P3「令和8年度調剤報酬改定の主なポイント」

Q5

正解 E

解説 令和8年度改定では、在宅医療や対人業務を重視する観点から、薬剤師の実際の訪問・フォローアップ業務に対する評価見直しが行われた。Bは不適切。在宅患者オンライン薬剤管理指導料は独立評価として維持されたのではなく、服薬管理指導料との一本化が示されている。今回の改定では、単なる服薬指導実施の有無ではなく、多職種連携、在宅対応、継続的フォローアップ、残薬調整といった実際の介入行動を評価する方向性が強まっている。

資料該当箇所 P3「令和8年度調剤報酬改定の主なポイント」